

## 第2回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年6月2日（金）10:30～11:39

2. 場所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯盛委員、野村委員、萩原委員、服部委員、  
程委員、牧野委員、宮本委員、小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、  
栗林専門委員、駒崎専門委員、経沢専門委員、宮城専門委員

（御欠席：飯嶋委員、北地委員、白井専門委員、曾根原専門委員）

（政 府）森金融庁総務企画局企画課調査室長

（事務局）濱田休眠預金等活用担当室室長、岡本休眠預金等活用担当室参事官

4. 議事：

（1）基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換

（2）ヒアリングの実施について

（3）その他

5. 議事概要：

○濱田室長 定刻となりましたので、第2回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

会長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 おはようございます。第1回審議会に続き、基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換を行います。

今回は私から提出させていただいた主要論点（案）のうち「1. 法の基本理念の具体化」「2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題」を中心に御意見をいただきました。

本日は、その他の論点や前回、発言が足りなかった方も含めまして御意見をいただければと思います。例によって御発言のある方は前の名札を立てていただいて、御発言をいただきたいと思います。

それから、前回もそうでしたが、時間が極めて限られておりますので、砂時計が3分計ですので、事務局の方に運んでいただいて、御発言をしたいと思います。いかがでしょうか。

○駒崎専門委員 資料3に基づいてお話ししたいと思います。

私からの提案なのですが、基本原則を策定してはどうかと思ひまして、皆さんの御意見を聞かせていただきたいなと思っております。

これからさまざまな議論をしていきますし、また、議論の内容も多岐にわたってくると

思うのです。そのときにもろもろ個別の議論に入っていったりすると思うのですけれども、大きなグランドルールというか、議論において大切なポイントを合意している状況であれば、その個別の議論に立ち入ったときにいろいろ判断がぶれなくて済むのですけれども、そのようなものを決めないで個々でずっとやっていくと、一貫性が全体の議論で失われてしまう可能性があるということで、そうすると意思決定の効率が悪くなってしまうので、何か判断に困った際に立ち返るべき原則というものをつくっておいて、判断に一貫性を持たせて議論を積み上げていくことをしていけたらいいなと思っております。

イメージなのですが、添付しましたが、東日本大震災復興構想会議というものがありまして、東日本大震災についてどういうふうに復興していけばいいのか、その基盤になるような構想の会議があったのですが、そこで復興構想7原則というものを決めて、その原則の幅の中で議論をしましょうという形でやっていったことで、うまくまとまった。復興というとすごい広くて、ハードからソフトまでいろいろ話すのですけれども、その中で大切にしておくべきこと、このチームで大切にしておくべきことを合意した上で話していくというようなことのイメージがこちらです。

例えば原則1では教訓を国内外に発信しようということであったりとか、原則2は地域とかコミュニティー主体であって行政主体ではないとか、原則3で言うと技術革新を伴う復興をしようねということをやちゃんと入れ込んで、原則というものをつくっていきました。

例えばなのですが、この会議であれば第1回審議会で皆さん方から出た意見の中で、複数の委員の方がおっしゃっていたイノベーションであるとか、リスクをとっていこう、リスクテイクという考え方、また、あるいは透明性が高い仕組みにしていこうねとか、ばらまきではなくて選択と集中ですねとか、あるいはでき上がったところだけではなくてシードマネーにも使えるようにとか、人材育成は資金分配団体とか現場の団体を含めてですけれども、そういったそれぞれの委員が大切にされていることのある種、最大公約数的な部分をキーワードにして、それを事務局に取りまとめてもらって、出てきた原則を皆さんで合意して、ではこれが原則で議論を尽くしていきましょうというふうにできたらいいなと思います。いかがでしょうか。

○小宮山会長 ありがとうございます。

今日はもう一回議論の幅を広げるという意味でいただきました。

それでは、服部さん。

○服部委員 私は今日の3と4が議論だと思いましたが、資料を配付しておりませんが、発言させていただきます。

まず指定活用団体でございますけれども、こちらは財団ということですから財団のガバナンスに乗ったものになるのだと思うのですが、全国に1つだということと、税金でもなく個の意思のある民間の資金とも違うという、まさに公共のお金をどう使うのかという話でありますので、最終決定に携わるメンバーが固定しないほうがいいのではないかと考えています。

さらに非常に重層的に意思決定がなされることも考えれば、情報公開規定とか倫理規定というものを定めていただいて、透明性を高めるのがよろしいのではないかと考えています。

さらに指定活用団体の機能でございますけれども、複数のことが法律に書かれてあるのですが、優先順位を考えますと助成・貸付けといったところと、それに多様な利害関係者への広報が優先されるのではないかと考えております。

資金分配団体なのですけれども、地域差があるということもありまして、この活用が育成ということを考えれば、資金分配団体も育成していくことが必要ではないかと思ったときに、それに見合う団体が全国にどれくらいあるのかということを考えますと、新しく生まれてくる団体も該当したほうがよろしいのではないかと思います。そうするのであれば、例えば認定をして、資金分配団体になりたいんだという団体に対してある程度のいわゆるデューデリジェンスをやって認定をする。その団体が毎年何らかの提案をするというふうになっていけば、まず信頼おける資金分配団体がどれくらいあるのかということから進めていったほうがよろしいのではないかと考えております。

それから、広報に関しましてですけれども、利害関係者が非常に多くなりますので、ここは民間の力が生きてくると思いますが、マスメディアもソーシャルメディアもいろいろな使い方があると思います。必要になってきますのは、さまざまな問い合わせが来るかと思えます。その際に、この部分は機構だ、この部分は財団だというふうになってくるとよって、一般の人たちが混乱しないように何らかの方法で受付窓口がわかるようにしていくとともに、お金だけではなくて社会課題とセットにして広報していくという工夫が必要ではないか。第21条第5項に書かれてあること、啓発でございます。よろしく願いいたします。

○萩原委員 今の服部さんの意見も、前回、私が提出した資料の中には入っていますので、今ここではあれですけれども、今日私が申し上げたいのは、宮本先生からも出されておりますが、革新的手法というところだと思います。これについてはヒアリングの対象の方たちにもしっかりとヒアリングをしていくことになると思うのですが、革新的手法をどのように捉えるのか。誰も気づかなかった社会的課題とか、気づかれていたけれども、解決されないままになっていた社会的な課題に対して、それらを解決するための手法とも考えられるかと思えます。

ほかの課題の解決手法を適用すれば解決できるという場合もあるのですけれども、その新しいものと組み合わせしていくという手法で問題の解決をしてきたところも結構あるかと思えます。

例えば団体の活動は、活動開始の時点では課題の発見自体が革新的であったりとか、知られていなかった方に対して、そういう新しい手法を使うことによってよりよい課題解決につながっていく。だけれども、その活動というものの成果、アウトカムというものは短期的には難しいけれども、長期的にはそういう社会を変革していく、あるいは人々の意識

を変えていく、制度を変えていくことにもつながっていくことも踏まえて、ヒアリングのときにどういうふう革新的手法というものを捉えているのか、あるいはどのように成果というものがあらわれてきたのかについて、そのことを聞いていただきたいということなので、革新的というところをもう一度この会議でも定義をして、その上でヒアリングをしていただきたいというのが1点でございます。

解決すべき社会的課題に優先をつけるということで、前回も申し上げたのですけれども、法律以上に余り優先とかいうことを意識しないで、いろいろな団体にヒアリングをしていていただきたいと思います。そのことが結果としては多くの準公金として出している休眠預金の方たちにも御納得いただけるようなところに資金が分配されていくのではないかと考えておりますので、その点も2点、申し上げたいと思います。

まだ時間があるので、先ほどの指定活用団体と資金分配団体について、非常に透明性も専門性もとても重要になってくるところでございますので、先ほどの服部さんの御意見も含めてしっかりとワーキンググループをつくっていただいて、仕組みをつくっていただくことが大事なかなと思います。透明性の確保とか仕組みとかについては野村委員が御専門ですので、渡したいと思います。

○小宮山会長 今のはあれですね。革新性とはどんなことかということ具体的に考える。例えば組み合わせというような話、それから、成果というのは皆さんおっしゃるのだけでも、短期、長期は難しいですねというような話。そこら辺は少し具体性を持って御発言いただけるといいですね。大変ありがとうございます。

では、野村さん、どうぞ。

○野村委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、ガバナンスとコンプライアンスについて1つずつお話をさせていただきたいと思います。

ガバナンスについては、恐らく一般的には例えば財団という形だとこうなんだとか、株式会社だとこうなんだみたいな議論で、型にはめて御理解されている方が多いと思うのですが、実態は例えば財団であってもモニタリングシステムを導入しましょうということで、例えば外部の専門家にアドバイスを受けるような機関を要求するという形でガバナンスを整えることができるわけでありまして、財団だからこういう形になるんだみたいなものは実は決まっていないということ、議論の前提にさせていただけるとありがたいなと思っています。

実際にもさまざまな組織形態の中で、今やはり方向感は大体一致してしまっていて、その執行する人というところに対してはなるべく合議できちんと決めていくということと、それに対してちょっと独立性のある人たちが中でモニタリングをしているという、いわゆるモニタリングシステムと言われているものがガバナンスにとって最も効率性が高く、また、牽制が働くという方向感になってしまっていて、いずれの形態についてもそれを目指してきているというところがあるかと思っています。

例えば独立行政法人というのは代表が総理すると書いてあるのですがけれども、昨今では例えばその部分についても合議制の形を導入することも可能だとか、あるいは監査委員会みたいなものを設置するようなタイプのものもたくさん出てきておりますので、やはりここで議論するのだとすれば、このミッションにふさわしい組織形態のあり方というものを、法形式にこだわらずに一定程度皆さんで共有、議論していったほうがいいかなということをお願ひしたいということでもあります。

もう一つはコンプライアンスの話なのですが、前は私のほうからも過剰なコンプライアンスというものが社会的に問題になっていると申し上げましたが、これはコンプライアンスの水準を下げるという意味ではないのです。といいますのは、やはり組織です、人がやることですから不正は起こりますし、さまざまな問題点というものが露見してくることになるわけですが、それを防止するための仕組みというのは、日進月歩さまざまな努力によって内部統制というのは進化してきているという状況になっています。その中で一番注意しなければいけないのは、アリバイづくりのような書類をつくらせて後から点検することになりますと、結局はリスクは管理できないという問題が多くあります。

一番わかりやすいのは、例えば1万円入るときに「1万円入ります」と声をかけることが、実は横領の防止効果が極めて高く、仕事の中にもコンプライアンスが溶け込んでいるという状態になって、やっている人たちも違和感がないという形になりますので、こういったコンプライアンスの水準を下げるのではなくて、仕事の中にコンプライアンスの仕組みを溶け込ませるような仕組みを皆さんと一緒に考えさせていただければありがたいなと思っております。

○小宮山会長 先ほど駒崎さんが最初におっしゃった原則ということの中には、アリバイづくりみたいなことでやっていくのではないというのは重要な点になるかもしれませんね。どうもありがとうございます。

牧野さん、お願いします。

○牧野委員 前回、公務で出席できなくて申しわけありませんでした。

私からは追加資料という形で配っていただいております。2枚におさめてくれというお話だったので、パワーポイントの資料が小さくなってしまって恐縮なのですが、後ろをひっくり返していただきながらお話を聞いていただければと思います。

基礎自治体の立場から今回の基本方針策定に向けた論点整理を考えたときに、私の考え方を別紙1で示させていただきました。基礎自治体は御案内のとおり深刻な財政難、人口減少、少子化、高齢化という波にあらわれている右肩下がり時代の中にあって、行政サービスのコンパクト化を迫られているわけでありまして、しかしながら、私も選挙で市長になっている身でありますので、必ず公約を掲げるときには、行政サービスの範囲を拡充しますと言いながら出てきているわけです。それをしないと選挙に勝てないわけでありまして、行政サービスの範囲の拡充というのは、超高齢社会の中においてニーズの多様化を考えると避けられない。そうしますと基礎自治体としてサービスの範囲のコンパクト化を迫

られる一方で、行政サービスの範囲の拡充をどうやって果たしていくか。つまりこのギャップをどう埋めていくかということが、喫緊の課題になっているわけであります。

それを考えますと、住民の皆さん方に行政サービスの受け手にのみとどまっているのではなくて、担い手になってもらうような、その役割を果たしていただくような、主体的に行政サービスの担い手になってもらえるような環境整備をいかにしていくか。まさにこれが非常に重要になってくると理解をしております。

これを私ども「多様な主体との協働」という言い方をしておりますして、決して行政サービスを民間に押しつけるという考え方ではなく、一緒になってこうしたギャップを埋めていこうという考え方であります。

私としてはそうした多様な主体の担い手として3つほど考えておりまして、1つは革新的なというイノベーションにかかわる部分だと思っておりますが、新たな行政サービスを創出するコミュニティ・ビジネスの担い手。これにつきましては私どもの地域で言いますと全国的にも非常に名が知られておりますおひさま進歩エネルギー株式会社があります。あるいは今、ちょうど会社が立ち上がっていきまして、これから中山間地域の自立モデルとして注目されていくであろうかみむら小水力株式会社があります。こういった再生可能エネルギー関係の会社が例として挙げられるかなと思います。

それから、従来の行政サービスの置きかえ、あるいはその拡充を図るという意味で、大都市ではPFIやPPPの議論が盛んにされているところではありますが、私どもの地方におきましても、そういった公共サービスの担い手につきましては、例えば保育園の民営化といった形で、質の向上や拡充を図っていく民間の担い手というものがあります。これにつきましては中山間地の保育園の民営化の事例として、社会福祉法人千代しゃくなげの会といった好事例もございます。

3つ目としまして、これは従来の自治会の機能を拡充した地域運営組織をもっとうまく活用していこうとするものです。これは3月まで内閣府の中でも地域運営組織の有識者会議においてずっと議論され、この報告書も上がっているわけですが、こうした地域運営組織というものが多様な主体の1つとして考えられるというものでございます。私どもの地域運営組織の中では、1つの事例として菱田春草生誕地公園整備事業をやった橋北まちづくり委員会を挙げておきます。

いずれの事業も共通しているのは、実は財源の確保でありまして、それぞれ事情は違いますが、どういった形で財源を確保していくかというのは過去課題であったり、現在課題であったりしております。こういったところに休眠預金の活用をしていくことによりまして、先ほど申し上げました行政サービスのギャップの解消、まさに基礎自治体の行政サービスの補完をこうした多様な主体でやっていける仕組みができるのではないかと私は考えております。

それから、資金分配関係のイメージということにつきまして、私どもが取り組んでおります一般社団法人ムトス飯田市民ファンドというものがあります。これは飯田市内にあり

まず66のNPO、もちろんNPOがふえていけば対象は広がっていくのですが、そこに資金貸付をすることにより、NPOの活動を支援するために官民協働で立ち上げた市民ファンドでございいます。ここも実は貸付資金の確保、財源の確保というものが課題でありまして、自己資金と篤志家の寄附に頼っている状況であります。つまり安定的な財源確保ということでいきますと、なかなか寄附に頼っているというので望めないところがありますので、1年ないし2年の比較的短期な貸付けでこの資金を回すところにとどまっているというのが課題かと思えます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

主体的な担い手の育成という視点は極めて重要ですね。

では、次は宮本委員、お願いいたします。

○宮本委員 配付していただいた資料の1ページ目に書いてあります。ただし、もう既に何人かの委員と重なっているところがありますので、そこらははしょりたいと思います。

まず第1は、前回の審議会の議論に関してで、先ほど萩原委員からも指摘されたことですが、本事業の目的が短期間に社会課題の解決を求めるのか、あるいはスタートアップ支援をするのかについても、まだ明確に定まっていないという印象がありまして、そのあたりもう少しきちんと議論をして、整理する必要があるという感じがいたしました。

それから、革新的手法とか民間団体の創意工夫という言葉が盛んに使われるのですが、必ずしも明確な定義がなく使われておりますので、これがひとり歩きしていくと将来的に応募団体が出てくるときに、このイノベーションとか革新という言葉でやたらとある意味、曖昧な形で展開していくことを懸念します。先ほど例えば萩原委員が整理されていたようなことを、ある程度言葉の定義をして広げていく必要があるのではないかという感じがいたします。

それに関わってですけれども、ここに書いていないのですが、例えばテーマの1とか2に関して私が日ごろから感じていることなのですが、例えば子どもや若者支援の新しいタイプの活動はこの10年間でかなり増加したのですが、また、困難を有する者の支援に関する活動、これに関してもかなり増加したのですけれども、大きな課題となっているのは中堅的と言われる団体をよりしっかりと固める必要があるのではないかという点です。中堅的団体と言ってもその基盤は極めて脆弱で、いつだめになるか知れないというような課題を抱えている団体が少なくありません。そのようななかでスタートアップを支援するということを強調すると、中堅的なところまで育った団体は対象にせず、極めてゼロスタートに近い団体を支援するような事業になってしまう。そうするといつまでたっても安定した団体が育成されないということになりかねないと思ひまして、そのあたりももう少ししっかりと議論が必要ではないかと思ひます。

2つ目ですけれども、指定活用団体等に求められる機能等に関してですが、これも全く私自身の実感から来るものであります。指定活用団体とか資金分配団体の数とか規模とか報酬の問題です。指定活用団体は全国でひとつという案が前回出されましたけれども、

この休眠預金活用の総資金に占めるこの2段階の上位団体と支援の現場の資金配分比率の問題についてです。上位団体のほうが多くなればなるほど、支援の現場への配分は少なくなっていくと思います。現状として一番の問題は、支援現場の団体の人件費がいかに厳しいという問題がありまして、その人件費問題を解決するためには、3つの団体の報酬水準に関しても十分な議論が必要ではないかというように思います。

時間なのでこのあたりにします。以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

飯盛委員、どうぞ。

○飯盛委員 前回申し上げたことの補足と、今まで委員の皆様がおっしゃったことと、少し違った視点から申し上げたいと思います。

地域づくりにおいての分野です。成果を上げて適切に評価を行うことが大前提であることは言うまでもありません。さらに委員の皆様もおっしゃっているような透明性と革新性を両立させるために、もちろん社会的インパクト評価などの開発は大変大切なポイントだと考えています。

さらに、どの事業も事業の推進にも寄り添い、伴走することで、それがまた透明性の担保にもつながる可能性も出てくるのではないかと考えています。これが呼び水になって、どの事業も担い手づくり、社会的課題解決に挑むような人々のコミュニティ形成につながっていったら、全ての事業が全体として盛り上がっていくような配慮や仕組みというものがないのかということを考えております。これを行うことによって地域づくりにおいてとても大切な、牧野委員もおっしゃった担い手の確保や育成に全体としてつながっていくのではないかと考えております。こういった視点もどこかで議論ができればと考えております。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

経沢専門委員、どうぞ。

○経沢専門委員 方向性が違ったら恐縮なのですが、今回の休眠預金をどのように有効的に活用するかという大テーマを考えたとき、1つは福祉というキーワードがあると思うのですが、けれども、いつもいろいろと自治体や国の方とお話をしたり、手続したりすると、管理体制をいかにきちんとオペレーションしていくかというところに負荷がかかっているように見受けられ、それはどんなに緻密にやったとしても、平等性というものを担保、究極的にはほころびというか、どうしても時間とともに変化をしてしまうものがあるなというのは感じています。

そして今回、休眠預金という全く新しい財源ですので、新しいやり方で平等性にチャレンジしていくことができたなら、国民の方の理解も得やすいのではないかなと私は思っています。では具体的にはどのようなかというと、参加する人たちがみんな平等で、そしてみんなが簡単に参加できて、そして非常にわかりやすいシンプルな仕組みで、恩恵を皆さん



が平等に受けるというふうに思ったときに、日本では余り取り上げられないバウチャー制度のようなものにチャレンジするのはどうかというのは私は思っています。というのは、企業とか団体というのは時間とともにその組織が成長するかしらないか、サービスクオリティーが上がるか上がらないかというのも、こちら側が管理するのは非常に難しいですが、もしバウチャーであれば利用者の方がそれを評価していく仕組みになりますし、こちら側の管理コストもミニマイズできるのではないかと考えて利益を最大化できて、そして、非常に新しい仕組みというのは国民の理解も得やすいのではないかと考えました。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

参加型というのは本当に重要ですね。先ほどの市民ファンドの問題などいろいろな問題があります。

岸本専門委員、どうぞ。

○岸本専門委員 提出資料に基づいてお話をさせていただきたいと思います。

3番、5番、6番とありますが、これは委員長から御指定の問いの番号でございます。

最初に指定活用団体の機能ということなのですが、法に規定してあるもののほかに、加えて資金分配団体等の育成という点と、もう一つ、休眠預金による成果を広めるためのプロモーションということで、必ずしも単純な報告というよりは、国民に対して成果を広めて参加を求めていくようなプロモーションの機能もあるのではないかと考えております。

それから、指定活用団体についての第2点目といたしまして、今、社会課題についての議論がいろいろございますが、基本的に指定活用団体から資金分配団体にお金が行くときに、細かい資金枠の設定とかテーマの限定は難しいのではないかと考えております。むしろ先ほど駒崎専門委員から御提案がありましたような大きな方針というものを示して、その中でなるべく活動の現場から埋もれている社会課題の発掘や革新的な提案を柔軟に受けとめるということを担保したほうがよろしいのではないかと感じております。

2番目の資金分配団体の機能、ガバナンス、コンプライアンス体制についてですが、何が資金分配団体として必要かというときに、大きく2点あるのではないかと考えます。1つはある種、外形的なものですが、組織基盤力。もう一つが助成ですとか融資に関する専門的な実施能力、2段階があるのではないかと考えます。私はこの資金分配団体を選定する際に、まず前者を満たすことが外形的な組織基盤力、一定の組織基盤力を満たすことが必須なのではないかと考えます。

その次に、問われる実施能力として社会課題についての分析力、そして課題解決あるいは新しい社会システムの提案に基づくような助成・融資プログラムの規格、設計と実施能力が問われるのではないかと考えます。加えて民間公益団体の担い手の育成に資するようなマネジメント等の非資金的支援の提供能力というものも入るのではないかと考えます。そして最後に成果評価といったところが資金分配団体に問われるのではないかと考えております。

この点に関しては、今、法の説明の中に例えば融資に関して民間金融団体に対する業務委託というものも想定されておりますが、仮にそのような団体が資金分配団体として出る場合にも、ここに挙げましたような非資金的支援の提供等の専門性というのは、法の趣旨に照らし合わせて必要なのではないかと考えます。

それから、資金分配団体の選定プロセスの設計と、今、出ております地方への配慮、3領域ということと助成貸付けということはマトリックスのような形になりますので、このバランスのとれる資金分配が可能になるような選定プロセスの設計が必要ではないかと感じます。

最後、革新的な手法というところで1つ、セオリー・オブ・チェンジの構築など、資金分配団体自身が成果志向になることも必要なのではないかと考えます。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。そうですね。そこはとても重要です。資金分配団体が成果を問われるということです。どうもありがとうございます。

宮城専門委員、お願いします。

○宮城専門委員 私は議論の進め方自体に対しての御提案でもあるのですが、今の駒崎さんの御提案だったり宮本委員の御指摘だとかも含めて、基本理念の具体化というところを一旦議論し切らないことには、その他のかなりブレークダウンされた具体的な指定活用団体だとか、コンプライアンスの議論を固めていくことが難しいのではないかとこの危惧をしております、そもそもの休眠預金を使ってどういう社会をつくっていくのか、そのプロセスの基本的なストラクチャーはどうあるべきなのかというようなことを一旦議論をある程度し尽くさないと、同時進行で実際のコンプライアンスの話だとかを進めていくと、そこでかみ合わないことも出てくる。かみ合わないといいますか、議論が落ち着かないというか、レイヤーがどうしてもばらけてしまうことが起きるのではないかと思います。例えばワーキンググループみたいな形で議論する機会をつくるのか、何かしらこの議論をどう落とし込んでいくのかという設計に関して、もし場合によって既にお考えのことがあればお聞かせいただきたいですし、前回と今回の議論を伺いながら、改めてこの議論の展開を整理する必要があるかなと思いました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

では栗林専門委員。

○栗林専門委員 私は前回発言しなかったもので、1番、2番について資料を提出しました。

今、いろいろな委員さんから革新的手法とか、そういう議論が出てきましたけれども、私たちは地域で乳幼児から小学生ぐらいまでの子どもたちとつながる活動をしています。その中で人はそんな革新的手法で育つことはありません。人は人とつながって、大事にされるということしか基本的信頼感とか、自立につながる近道はないと思っています。そこをどうやって、そういう取り組みには制度も何もない中で、こういうお金を使ってどこま

でつながりをつくっていくか、信頼感を育てていくかというのは、本当に結果は見えにくいのですけれども、昨今、問題になっているオレオレ詐欺とか、そういう問題の根本的な解決は、人は人によって育つというか、その部分が今、社会に一番欠けているところなのかなと思っています。

その中で今、こども食堂という取り組みがものすごい勢いでムーブメントになっていますが、この取り組みは地域の方が、地域の子どもたちのために、本当にボランタリーな精神で始まっているのです。そういうある意味、革新的ではないけれども、でも、だからこそ革新的だと思います。そういう取り組みをいかにどう広げていくかという視点も入れていただければと思います。

なかなかそういう意味では成果が見えないのですが、実際にこども食堂を運営している主婦の方たち、子どもにとって斜めの関係の大人が大事だと言われていますが、地域の方にとってもいつも旦那さんと2人だけで食卓を、テレビを見ながら無言のまま会話をしているような地域の主婦がそういう場に出てくることによって生きがいを見つけ、それは結果的に未病対策にもつながるのではないかと思います。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

確かにそんな革新的に人をつなげるようなことはやっていくよりしようがないんだというのはおっしゃるとおりなのだろうけれども、それを広げるために何か上手な革新的な手法というものがあるのかもしれない。

工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 6番の社会的インパクト評価につきまして、過去に幾つか既にチャレンジをしてみました。内容としましては働いていない若者の就労であったりとか、東北の復興であったりとか、最近ですと生活保護下にある若い人たちの支援のインパクト評価を出してみたのですけれども、非常にこの評価に対する一般的な評価がなかなかいただけない。つまり出た数字ではなく、インパクト評価そのものがわからないので、出てきたものが正しいか正しくないかの判断まで行かないことが多いなと考えています。

先ほど服部委員から広報の話とかもありましたけれども、就業であるとか、比較的数値化したときにインパクトが計測しやすいものが高く出るのですが、一方で子どもたちの支援もやってはいるのですが、現場の人たちからすると変化のほうがもともと大きい。つまり笑顔になりましたとか、外出できるようになりました、気持ちが高まりましたという変化を大切に支援活動をしていく。最終的に就業なのはあるのですが、一つ一つの変化に着目していただきたいのですが、一方で成果が数値で出たときに低くなってしまいう傾向がある。それを高くすることがまた評価をゆがめてしまうということが幾つか散見されています。

それはこれから評価団体が一生懸命考えられたりとか、資料6にもありますとおり、そういうことを推進していこうということがあるかと思うのですけれども、この議論をやっ

ていきますとかなりマネジメントとして評価、成果を理解して数値化をする部分と、現場の人たちが大切にしていることが評価され得ない、もしくは数字になるとどうしても低くしてしまうということで、成果のためにやっているわけではないのだけれども、一方で成果のために頑張るので、自分たちの頑張りも評価してほしいところが大分起こってくるのではないかと思います。その意味で広報であるとか一般的にどこに着目をしていくのかということや、少しかのタイミングできっちりとやっていかないと、インパクト評価がちゃんと出たからいいものである、もしくはそうではないということだけで走っていくのはやや危険なことを感じております。

以上です。

○小宮山会長 評価は難しいですね。成果って何だかというのも、もしかしたらNPOに参加した人の数がふえたということ自体が評価の対象にもなり得るでしょうから。

○工藤専門委員 宮本委員からもありましたけれども、短期的に出しやすい案件と、子どもですとこの前、小4から6年かかわった子が高校に進学したのですが、6年かけて高校に進学したというのはとても長い時間と、すぐ中退する可能性のリスクも当然あるわけですので、こちら辺は短期的成果も大事ですけども、長期になると評価の仕方が非常に難しくなってくる。この理解を進めていくのが大事だと思います。

○小宮山会長 そうですね。

小河専門委員、どうぞ。

○小河専門委員 今まさに評価の部分、栗林専門委員が書かれているところにも、6ページのところ、多分時間がなくておっしゃらなかったと思いますので、私からも少し申し上げたいと思います。

特に子どもの支援、今、工藤専門委員からもお話がありましたように、本当に長いスパンで見ないといけない部分がある。その非常にわかりやすい事例がこれで、よく例えば高校の進学率等で、生活保護世帯が今まで8割台だった進学率が95%になりましたというようなものが、実はまやかしの部分もあるというか、実際のところ子どもを支援している、逆に行政からそういうことを求められるので、学習支援の現場の中できちんと願書を出しておけばいいでしょうというような指導もあると聞く部分もあります。学校なんかでも、とにかく国立大学に何人行くのが高校の評価みたいな部分があったりしますので、そういった部分ばかりが評価の基準になってしまうと、一見わかりやすいようなのですが、実はそうではない。子どもにとってはここに例が書いてあるようにすぐやめてしまって、中卒と結局同じだということでは意味がないということもあります。こういったところをしっかりと考えていくことも必要だと思います。

私からは以上です。

○小宮山会長 どうもありがとうございます。評価は難しい。でもやっているところもあるから、いい方向を考えれば。

○程委員 皆様のお話を伺って、何点か気づいたことについてお話しします。1点目は、

しっかり原則を定義しておく必要があるということです。指定活用団体やその他の資金分配団体についても様々な議論がなされると思われるので、常に立ち戻れる原則というものが重要だと思います。

2点目は、事実をしっかりこの委員会の裏で確認しないといけないということです。定義にもよるかとは思いますが、社会課題が革新的かどうかといった議論が今までもなされていますが、実際にどんな社会課題をどう分類するのかという整理が必要だと思います。その際には、それぞれの社会課題に対して自治体が行っているのか、それとも民間が行っているのかといった財源の観点や、ソーシャルインパクトボンド等の革新的な手法を取り入れているかといった、課題に対する取り組み方といった観点が必要だと考えています。

それから、団体のライフサイクルという観点からの議論もなされていますが、立ち上げの段階から支援をするのか、中堅に位置する団体の支援をするのかといった整理も必要であると考えています。こういった団体の分類によっても、評価の仕方が違ってくると思います。

それから、これは単に私のアイデアですが、これだけ情報が氾濫しているビッグデータの時代、指定活用団体や資金分配団体がICTを活用しながらそのインパクトを測る、ニーズを把握するなどして、それを対外的に発信することで透明性を高めるというのは一つの方法としてあるのではないかと思います。行政はICTを活用してビッグデータを解放すると言っていますので、指定活用団体や資金分配団体と行政とのマッチングは必要ではないかと思っています。

加えて、重要なキーワードとなってくるのは、資金を配分する際の事業ポートフォリオだと思います。その事業ポートフォリオをつくっていく段階としては、まず指定活用団体に大きく配分するポートフォリオがあり、その中で既定の3分野のように、より細分化されたポートフォリオがあるといったイメージをもっています。指定活用団体や資金分配団体も、何らかのポートフォリオ的発想を持っていかないといけないのではないかと思います。その際に大事になってくるのは、評価するための何らかのモデルをつくるということです。社会的インパクトの中には経済的インパクトもあるし、単純に経済的な指標では測れない、例えば助かった人の数や変化といったインパクトもあると思います。この辺は欧米などの先進事例を学びつつ、日本らしいものをつくっていくところが非常に重要だと思います。

以上です。

○小宮山会長 どうもありがとうございました。

大体皆さん御協力いただいて、あれですか、どうしてもこの1点だけはという問題はございますか。

○駒崎専門委員 今日の議論をごらんになってもおわかりのとおり、レベル感がばらばらなのです。すごい手法の話とか評価の細かい話もあれば、大枠の話もあったりして、そう

なると議論が積み上がっていかない部分もあるので、合意するところはしっかり合理して、合意を積み上げていくというのが必要かなと思っているので、原則というものをちゃんとつくったほうがいいかなと再度申し上げたいと思います。

○小宮山会長 重要だと思います。今日いろいろな意見が出ていますので、事務局で論点をまとめてください。

○野村委員 私は皆さんの暗黙の前提になっていることの中で概念を砕いていただきたいということを何回もお話しているのですけれども、評価の話についても、評価というと最後にするものというイメージがありますが、実際に活動していく中で評価基準があるからこそ選定もできるわけですし、モニタリングもできるという形になると思いますので、何となく今まで行政というのは最後に評価を持っていきなさいと言うからアリバイになってしまうのです。ですからそこを溶け込ませていくという意味では、評価の仕方がきっと基本原則と言っている意味なのだと思いますけれども、そこから議論を始めて、それを組織の中に溶け込ませていくような仕組みをつくる必要があるかなと思います。

○小宮山会長 ありがとうございます。

今、最後にお二人から非常にまとめのいい御議論をいただいていると思います。

宮城専門委員がおっしゃったのもよくわかるのです。理念を固めろという話と同じなのです。ただ、理念だけでやっているのと切りがない。これは大学の議論なんか見ていればよくわかる。私たちはやはりこの1年半後にきちんとしたものを始めるというのは前提で、ただし、理念だの原則をちゃんとやらなければいけないというのもあるので、抽象と具体といいますか、あるいは理念と実態といいますか、そういうものの対応を皆さん同じことをおっしゃっていて、透明性と言っているけども何を考えているか実はわからない。多分、透明性というところでは皆さん、合意されると思われるけれども、一体、何の透明なのか。一番トップの団体の透明性から、内閣府の透明性から入ってくるのだから、末端の透明性まであるわけで、そこら辺を明確にできるだけしていくためには、ケーススタディーをやってみることが非常に有効なのではないかと思います。

それで具体のことを見ながら理念のほうにも反映させていくというプロセスは間違いなく必要なことですね。それをぜひ積み重ねたいと思います。

具体的にどのような手法で社会課題の解決に取り組んでいるかといったような、ミクロな事例の積み重ねも同時にやっていきたいと思います。今日も栗林専門委員の話や牧野委員の話で具体例が皆さんちよろっと出ております。このために現場で社会課題の解決に取り組まれている専門委員におかれましては、具体的に①どういった社会課題について、②どういった手法で取り組んでいるのかについてケーススタディーを示していただく。それを参考にしながら理念、原則といったほうに反映させていくというような進め方をさせていただきたいと思います。

ケーススタディーの調査の仕方について、詳細は事務局から御連絡していただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

○萩原委員 進め方なのですけれども、これだと1人3分しかしゃべれないので、できればワークショップ的に今日の論点について2つ、3つぐらいにワークして、わっと出したものをまとめるみたいなやり方もぜひ。

○小宮山会長 場合によっては必要になるかもしれません。

○萩原委員 ワーキンググループという話もありましたので、ぜひそういった方法もとっていただければと思います。

○小宮山会長 まずケーススタディーのヒアリングをやりたいと思います。今の点は考えます。

議事の2番目、「ヒアリングの実施について」に移りたいと思います。ヒアリングの進め方につきまして事務局から御説明ください。

○濱田室長 資料5をごらんいただきたいと思います。

ただいまお話がございましたケーススタディーということも意識をいたしまして、このような形でヒアリングを行っていただければどうかという御提案でございます。

日時、所要時間でございますが、7月中旬、2日間、1日4時間とかなり長時間で恐縮でございますけれども、いわゆる定足数が必要になります正式な審議会の形式ではなくて、懇談会の形式で、あらかじめ時間割的なものをお示ししたいと思いますので、委員の皆様、専門委員の皆様の御都合がつくところを出ていただくという、出入り自由の形式で行ってはどうかと思っております。

テーマにつきましては法律の活用分野の3つにつきまして、それぞれ具体的な課題がどういったものかという深掘りをする議論と、(4)にございますが、資金提供者、中間支援団体、この横断的に見ておられる方々から見てどうかというようなことでグループ分けをして行ってはどうかと思っております。

対象でございますが、委員の皆様から御推薦いただいた団体はかなり多数、80団体以上出ておりました、できるだけ多くの団体からと考えますと、40ぐらいの団体、有識者からぜひヒアリングをさせていただきたい。会長に御指定をいただくのだと思っておりますが、できましたら残りの団体に関しましても、書面で意見を提出していただくようお願いしてはどうかと思っております。

ヒアリングの事項としてお願いすべき中身を特に3点書いてございますが、優先的に解決すべき社会課題は何か。ただ、休眠預金の活用ということを考えますと、行政で手が届かないようなものはそのうちどういうものか。また、法の理念を踏まえた場合に手法としてどのようなことで解決していくべきものか。こういった点もあわせて御発表いただくということでお願いしてはどうかと思っております。

進め方でございますが、下にございますように、各団体から5分以内ということで御提言をいただいて、質疑応答をいただいた後、できれば委員、専門委員間だけのフリーディスカッションの時間も一定程度とればいいのかと思っております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○程委員 今までの議論を受けても、できるだけ成果志向とかアウトプット志向になってもらうとか、ソーシャルインパクトを測らないといけないということは明らかだと思います。ですので4つ目に、活動している団体は社会インパクトや成果をどう見ているかという項目も入れておいたほうがいいのではないですかと思いますがいかがでしょうか。

○小宮山会長 そうですね。本当にそうだと思います。

私が今、考えているのは、萩原さんからワーキンググループをつくって議論したらどうかという議論があって、今日の議論を整理していただいて、必要に応じてやりましょう。多分、協力してくれるのだと思います。

それでは、今のことを含めまして委員、専門委員から御提案いただいたヒアリング候補の団体、有識者をまとめたヒアリング候補リストをお手元に机上配付資料として配付しております。本リストについて特段お気づきの点があれば御発言いただければと思います。

駒崎さん、ございますか。

○駒崎専門委員 基本的には現場の団体に関してのヒアリングの質問事項はこれでいいかと思うのですが、中間支援団体なども入っておりますので、その場合、質問事項が貴団体の活動を通じて何が優先的に解決すべき社会課題かという聞き方は、もしかしたら中間支援団体というか、実際にそのテーマを持っているところを支援というのがある種、役割なので、質問項目としてどうかなとは思っているので、来る団体に合わせて質問の微調整は必要かなと思いました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○宮城専門委員 このヒアリングのときに、海外の事例はもともと外されていたのかわからないのですけれども、海外も含めて今回の休眠預金の活用ということ全体のあり方というか、これを通じて課題が解決されているような社会をつくっていくというような、そういう意味でマクロな観点での事例、ケースも特に早い段階で見とっておくべきかなと思っまして、それは海外での事例が適切なのか、日本でも他の領域で同じような、これは政策との絡みも含めてケースがあれば見とっておくべきだと思います。

○小宮山会長 ありがとうございます。よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、今の御意見も含めまして資料5のとおりヒアリングを進めると同時に、対象団体、有識者に関してはヒアリング候補リストを踏まえて、私のほうで分野のバランスあるいは今の海外の問題なんかも含めてどうするか、私のほうで案を決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小宮山会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

最後に議事3、その他ですが、今日も随分議論ができましたが、本日は社会的インパク



ト評価について簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

前回でも本日もそうですし、成果を明らかにすることが重要だ、あるいは成果志向で資金提供することが重要だ、あるいは成果というものをどのように測るかというのはとても難しいといったような、さまざまな観点がある成果に出ています。この休眠預金の活用という原資を考えますと、これは預金者の預金を原資としておりますので、その成果を見える化することが非常に重要だと思います。休眠預金等活用法では「成果に係る目標に着目した助成等」（第16条5項）、「休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施」（第18条第2項第6号）といった社会的インパクト評価の手法の活用ということが想定されております。

また、同法に規定する社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するためにも、社会的インパクト評価の活用というものは不可欠であります。休眠預金の活用と、社会的インパクト評価の実施は、いわば車の両輪でございます。休眠預金の活用サイクルにどのように社会的インパクト評価を組み込むか、それが今後の重要な検討課題の1つと考えています。

社会的インパクト評価の概要、その現状等について委員、専門委員で認識を共有する必要がございますので、今までの考え方について事務局から御説明をいただきたいと思っております。

○岡本参事官 資料6をごらんいただければと思います。社会的インパクト評価イニシアチブということで、休眠預金のほうに今、会長からございましたように成果というものが条文で入りましたので、約1年半前に内閣府のほうでワーキングを立ち上げてまして、社会的インパクト評価の概念整理を始めました。その成果を踏まえて官民とあわせて昨年6月に社会的インパクト評価イニシアチブというプラットフォームを立ち上げております。

社会的インパクト評価は日本の場合、欧米に比べて約20年以上おくれている現状でございます。そういったものをなるべく早く欧米に追いつく形にしたいということでございます。このようなイニシアチブはイギリスとかオーストラリア、海外で行われているものをモデルにしておりまして、この過程においても欧米各国の政府とか、各研究機関とも現在も意見交換を行いながら、こういったプロジェクトを進めております。

その過程においてロードマップというものを策定しておりまして、2020VISIONということで、2020年までに社会的インパクト評価を広く社会に定着させ、社会的課題の解決を促進させるということが書いております。また、その中の右側の真ん中でございますが、いろいろございましたが、我々も評価をするために評価をするという意識ではございませんで、ちょうど真ん中ですが、欧米でも既にインパクトを評価するだけでなく、インパクト志向の経営を行う。インパクトマネジメントという発想に移っております。インパクトを事業経営の中に入れていくというようなこと。

もう一つありますのは、御発言がありましたけれども、ICTを活用してインパクト評価を行うということで、実は現在、スマホを使ってリアルタイムで評価をしていく、事業活動

に入れていくという取り組みを実はリーンプロジェクトということで欧米で始まっており  
ます。実は日本も我々このイニシアチブの事務局とあるIT企業と一緒にこのシステムの開  
発をしようということで今、進めておりまして、今までの年に1回ということではなくて、  
リアルタイムで評価をして、それを事業計画に反映できるような簡易な仕組みをつくりた  
いということで、官民あわせて一緒にやっという取り組みをしております。

昨年6月に第1回のSocial Impact Day 2016を開催いたしました。このときにはイギリ  
スのNPCのまさにインパクト評価の第一人者のTrisさんをお呼びいただきましたが、今回はオ  
ーストラリアのルース・ローレンスさんという方をお呼びしております。日本にも何度か  
来日されておりました、私も何度か御議論させていただいておりますが、大体オーストラ  
リアが日本の3年ぐらい先を行っておりますので、ちょうど目指すのにいいかなというこ  
とで今回、お呼びさせていただいております。

31日から公募させていただいて、実は去年が5日間で満員になりまして、今日は3日目  
なのですが、既に半分を超えているということなので、恐らく今日中くらいに満員になっ  
てしまうかなということで、6月29日にトータルで1日かけて議論をしていくというこ  
とでございます。

裏面をごらんいただきますと、まさにロードマップということで、これも民間と一緒に  
35団体と初めて議論をしてロードマップを策定しております、テーマ1からテーマ3ま  
で3つのプロジェクトに分けて進めていくということで、2020年までロードマップとそれ  
ぞれどういったアクションをとるのか。あとワーキングということで、今年度は8つのワ  
ーキングを立ち上げて、それぞれ民間とどこの団体が中心になってやっというのかとい  
うことで、こういったチームを立ち上げて官民まさに一緒になってやっというこ  
とで、現在135団体になっております。オーストラリアは既に1,000団体入っておりますので、  
我々も早い段階で1,000団体あるいは2,000団体に入っていくという形で、官民あわせてや  
っていきたいということで、SDGもあるので企業さんも大分入っていただいておりますので、  
こういったものをソーシャルセクターに限るのではなくて、行政も企業も皆さん入ってや  
っているという取り組みを今、始めているところでございます。

以上でございます。

○小宮山会長 どうもありがとうございます。

こういったような国際情勢で我々やっているわけですが、何か今の御説明に対して御意  
見ございますか。どうぞ。

○服部委員 単純な質問です。内閣府さんのほうではこれをリードしてこられたインパ  
クト評価のことなのですが、休眠の審議会の中では、こことどうリンクさせていくの  
がよろしいのか。ここに既にインパクト評価というものができ上がっています。私たちの  
議論の中では非常に差があったわけなのですが、ここの評価手法なりを取り込んで進め  
ていくということなのか、それは2本離れているものなのか、一体なのか、それとも出  
てきたインパクト評価プラスアルファがあるのか、どういう関係で進めていけばよろしいで

しょうか。

○岡本参事官 いわゆる社会的インパクト評価は1つの手法ではございませんで、実は欧米でも1,000以上の手法がございます。それぞれの事業とか資金規模に応じて定性的なものから定量的、金銭的なものも含めてさまざまなものをそこから選択しましょう、いわゆるソーシャルバリューですので、社会価値をある1つの物差しで見ていくというだけなので、欧米でも1つの手法があるわけではございませんので、我々もここで推進しておりますのはインパクト志向になりましょうということなので、必ずしも金銭的であるということを含めておりませんで、そういう緩やかな形の中でそれぞれの主体がみずからどういうインパクトを測っていくのか、あるいはどういうものをミッションにしているのかから始まると思うのですけれども、ではそれをどうやって測っていくのかということも含めてやっていこうという動きでございます。

○小宮山会長 ほかに何か御発言ございますか。どうぞ。

○野村委員 評価ですけれども、日本の中には規制影響評価というものが長年にわたって、これは行政の規制が世の中にどれだけ影響を与えているのかということに取り組んできたと思うのですが、一向に成果が出ていない。全く手法が開発されていない。これはやはりやり方についてなかなか難しいものがあったのだと思いますけれども、その反省点をしっかり踏まえた上で、何か新しいものが来たらそれに飛びつけば結局うまくいくんだみたいなものはやや幻想みたいなどころがあるので、そののところ、日本で今までやってきたものでうまくいかなかったのは一体なぜなのかということを見ていただければと思います。

○小宮山会長 大変重要と思います。組織的に始めたのは欧米が早いということは間違いないわけですが、我々もいろいろなところでいろいろな動きがあったわけですから、参考にしながら新しいものをつくっていければよろしいのではないかと思います。

ほかに何か御発言ございますか。よろしければ、本日の議事はこれで全て終了です。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○濱田審議官 事務局でございます。

次回の会議の日程でございますが、現在、調整中でございます。先ほど申しましたヒアリングよりは前に第3回目の会議を行いたいと思っておりますが、日程が固まり次第、事務局から御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、この場をおかりしましての御報告でございますが、このたび休眠預金等の活用のあり方に関しまして、広く国民の皆様から御意見を伺おうということで、我々内閣府の休眠預金等活用担当室のホームページに御意見箱なるものを設けましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○小宮山会長 それでは、以上をもちまして本日はおしまいです。どうもありがとうございました。